

付2 用語の説明

1 苦情の受付	
新規受付	毎年4月1日から翌年3月31日に、都道府県又は市町村の公害苦情相談窓口で新たに受け付けたものをいう。 窓口で受け付けたが、他の都道府県又は他の市町村に移送した場合は、便宜的に受付台帳に記載しても調査の対象とせず、移送先の都道府県・市町村での新規受付として取り扱う。また、同一発生源の苦情は新規として受け付けないが、公害の種類が違う場合は、最初から受け付けた苦情とは別に新規受付として取り扱う。
前年度からの繰越	前年度以前に受け付けたが、その処理が完結しないため、今年度において引き続き処理すべき苦情として繰り越されたものをいう。

2 公害の種類	
典型7公害	環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項で定義されている以下の7種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）をいう。
大気汚染	排煙、ばい煙、有毒ガス、自動車の排気ガス、粉じん（アスファルト粉じんを含む。）、ばいじん、農薬の空中散布、野焼きなど
水質汚濁	河川・湖沼の汚濁（汚水の流出、油分の浮流、土砂の混入等）、海洋汚染、地下水の汚染、農業用水の汚染、汚泥の河口たい積、配管の損壊による水道水の汚濁、魚類のへい死など
土壌汚染	有害物質の埋め棄て、農薬・鉱さいの流出など
騒音	機械・工具の作動音、モーター音、自動車の吸排気・走行音、警笛、ジェット機の爆音、犬の咆哮、カラオケ、拡声機音、人の話し声・喚声、建設作業音、ボイラー音、共同住宅の隣接室からの排水音など
低周波音	機械・工具、モーターの作動等による低周波音
振動	地響き、ガラス戸・建具のがたつき、電灯の揺れ、戸・窓の開閉支障、窓ガラスのひび割れ、建物・設備等の損傷など
地盤沈下	建物・設備等の損傷及び家屋の傾斜、道路の陥没など
悪臭	浄化槽・下水からの汚臭、たい肥・有機肥料の臭気・腐敗臭、調理に伴う異臭、焼却臭、揮発臭、刺激臭、汚物臭など
典型7公害以外	典型7公害として特定されていないものをいう。
廃棄物投棄	投棄（空地への放置などの不法投棄を含む。）された廃棄物を主な発生原因とするもののうち、典型7公害のいずれにも特定されないもの ※ 投棄された廃棄物に伴い水質汚濁などの典型7公害が発生した（又はそのおそれがある）ものは「典型7公害」の当該区分を選択
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高層ビル、マンションなどによる日影又は日照不足 ・ 高層建築物などによる風圧、遮へい物のための通風妨害 ・ 建築物の壁面からの反射、光や深夜の照明 ・ ラジオ、テレビなどの受信妨害、違法電波 ・ トラック等で運搬する土砂の道路上への散乱 ・ たい積した土砂や残土の近隣地や道路への流出 ・ 農畜産業、野鳥など広範囲に及ぶ動物のふん・尿

その他 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥及び雑草の繁茂による蚊、はえ、毛虫などの害虫や蟻、ゴキブリ、ヤスデなどのいわゆる不快昆虫の大量発生 ・雑草の繁茂による火災発生の危険性 ・犬、猫等の轢死体等動物の死骸の放置（犬、猫等の死骸を飼育者が故意に空き地等へ放置した場合は、廃棄物投棄（一般廃棄物）として取り扱う。） ・汚水の流出、洗車場の汚水散布、雑草等の花粉の浮遊、雑草等による交通視野妨害などいづれにも該当しないもの <p>※ その他の内容に伴い悪臭などの典型7公害が発生した（又はそのおそれがある）ものは「典型7公害」の当該区分を選択</p> <p><調査の対象としないもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の搬出入、路上駐車、放置自転車に関するもの ・飼い犬、野良犬、猫のふん・尿に関するもの ・犬の放し飼いや野良犬、蛇などの動物による咬傷又はその危険性に関するもの
-------------	---

3 投棄された廃棄物の種類

生活系	<p>主として家庭生活から発生した一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活における生ごみ ・紙くず、新聞紙、雑誌、ぼろきれ、木片など粗大ごみ以外のごみ ・空き缶、空き瓶、乾電池、陶磁器、プラスチック製品、ゴム、コンクリート塊、油類、薬品類等焼却処分不可のもので、粗大ごみ以外のごみ ・電気製品、家具、ピアノ、寝具、自転車、自動車等の粗大ごみ ・その他の一般廃棄物（ごみ置き場における生ごみの放置については、指定された日時以外の投棄であっても廃棄物投棄として扱わない。）
農業系	<p>主として農林漁業から発生した産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の動物又は植物に係る固形状の不要物、畜産農業に係る動物の死体及びふん尿に区分される産業廃棄物
建設系	<p>主として建設業から発生した産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の除去に伴って生じた建築廃材、その他これに類する不要物に区分される産業廃棄物
産業系	<p>主としてその他の産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」等）から発生した廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」が業務上排出したごみ ・製造及び処理工程で発生した産業廃棄物（紙等のくず、金属くず、ガラス、陶磁器くず、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類等）

4 公害の主な発生原因

焼却（施設）	施設での焼却が原因となるもの
産業用機械作動	産業用機械の作動が原因となるもの
産業排水	産業での排水が原因となるもの
流出・漏洩	産業排水を除く有害物質等の流出、漏洩が原因となるもの
工事・建設作業	工事や建設作業が原因となるもの

飲食店営業	飲食店の営業活動が原因となるもの
カラオケ	カラオケ店（飲食店やサービス業）の営業活動が原因となるもの
移動発生源（自動車運行）	自動車の運行が原因となるもの
移動発生源（鉄道運行）	鉄道の運行が原因となるもの
移動発生源（航空機運航）	航空機の運航が原因となるもの
投棄された廃棄物	投棄された廃棄物が原因となるもの
家庭生活（機器）	近隣住宅の空調・音響等機器の使用が原因となるもの
家庭生活（ペット）	家庭生活のペットが原因となるもの
家庭生活（その他）	近隣住宅の浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等が原因となるもの
焼却（野焼き）	法令で定められた焼却施設を用いず、野外で廃棄物を焼却することによるもの
自然系	自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明しているもの
その他	上記のいずれにも該当しない発生源・発生場所の場合（防災無線はここに分類）
不明	発生源が全く分からない場合 （例） ・河川に死魚が浮いていた。 ・海岸に流木が打ち上げられた。 ・どこからか風に乗ってじん芥が飛んできた。 ・どこからか悪臭が漂った。

5 公害の被害の種類

苦情の申立ての際に、以下の被害の種類の一つ以上の区分が該当する場合は、主要なものを一つ選択し、判断が困難なときは「健康」「財産」「感覚的・心理的」「その他」の順番を優先して一つ選択

健康	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的なものであっても実際に治療を受けた状態の被害 ・健康を損なったことにより収入が減った状態の被害
財産	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋や生活用品の破損、汚れなどによる損害、営業が阻害されたための収入減等の被害
感覚的・心理的	<ul style="list-style-type: none"> ・うるさい、臭い、汚い、不快などの感覚的・心理的被害 ・心身の健康を害するに至らない程度のもので、実際に治療を受けていない状態の被害
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、ペット、農作物、樹木、養殖魚などの動・植物に直接係る被害 ・動・植物の生育環境悪化による生育不良などの被害 ・苦情申立人に直接の被害が及ばないもの ・環境悪化や外観上を問題にするものなどで、上記のいずれにも該当しないもの

6 公害の発生源の用途地域

苦情の申立てがあった時点での発生源の用途地域をいい、その発生地域が該当する都市計画法で定める用途地域区分の分類区分で示している。

発生源の用途地域が二つ以上の地域区分にまたがる場合は、苦情申立人の住所地によるが、申立人が多数の被害者を代表しているときは、最も多くの被害者が属する地域による。

住居地域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、田園住居地域及び準住居地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定められた地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定められた地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定められた地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定められた地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定められた地域
市街化調整区域	市街化することが抑制されている（市街化調整）区域
その他の都市計画区域	市街化調整区域を除く用途地域の指定がない地域
都市計画区域以外の地域	都市計画法の適用外の地域
不明	

7 苦情の処理

直接処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の措置により、申立人への加害行為又は被害の原因がなくなったとき ・ 申立人が地方公共団体の措置又は説明（教示）に納得したとき ・ 地方公共団体の措置後3か月が経過しても、申立人から再度の申立てがないとき ・ 地方公共団体の措置により、当事者間に和解が成立したとき ・ 苦情が解消したと認められるとき、提訴、調停に進んだときなど
他へ移送 （警察、国等の機関へ）	警察、国の行政機関並びに特殊法人及び公共企業体に移送したとき （都道府県・市区町村間で移送した場合は除く）
翌年度へ繰越（未処理）	当該年度中に苦情処理が完結しないとき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原因又は加害行為をした者が不明のとき ・ 申立人が地方公共団体の措置又は説明（教示）を納得しないが、ほかに苦情を解決する方法がないとき ・ 申立人が管轄区域外に転居したとき ・ 「直接処理」「他へ移送」「翌年度へ繰越」のいずれにも該当しないとき

8 法令との関係

公害規制法令	<p>典型7公害に対する規制法令をいう。</p> <p>大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 公害防止条例 など</p>
--------	---

9 公害の発生源の主な産業（会社・事業所のみ）

農業、林業	農業、林業
漁業	漁業、水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業

製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
金融業・保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
学術研究、 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
複合サービス事業	郵便局、協同組合（他に分類されないもの）
サービス業 （他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務
公務 （他に分類されるものを除く）	国家公務、地方公務
分類不能の産業	主として調査票の記入不備などにより、いずれに分類すべきか不明の場合など

注）産業の分類は、「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）」（総務省）の大分類による。